

# 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために 慢性疾患等の定期受診患者さんに対して 「電話による医師の診察で処方することが認められました。」

○ 令和2年2月28日付の厚生労働省の通知により、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から慢性疾患等を有する定期受診患者等について当該慢性疾患に対する医薬品が必要な場合に、感染源に接する機会を少なくするため「電話による医師の診察」で医薬品の処方することが認められました。

## 電話診察での処方箋発行の対象となる方

● 次回の診察予約が入っており、診察予約日に電話診療をご希望の方 (\*初診の方は対象外)  
対象となるお薬はいつも出ているお薬のみです

○ 電話診察をご希望の方は、診察予約日にお問い合わせください。

お問合せ先(代表電話)

079—236—1038

平日および診療土曜日 9時～11時30分

上記以外の時間帯は受け付けておりません。

## 電話診察の流れ

- ① 電話診察をご希望される方は上記のお問合せ先(代表電話)までお電話ください。  
その際、「電話診察を希望」とお伝えください。  
↓
- ② 各科受付にて患者さんのお名前や連絡先をお伺いします。  
「電話診察」はあらためて医師から患者さん本人に連絡しますので、確実に電話がとれる連絡先をお伝えください。  
↓
- ③ 予約担当医師より患者さんにお電話いたします。  
\* 電話診察は平日13時～14時(診察土曜日は11時～12時)になります。  
↓
- ④ 医師が処方箋を発行します。  
↓
- ⑤ 病院の事務スタッフよりFAX先の調剤薬局をお伺いするため連絡します。  
\* お薬の袋やお薬手帳をご参照のうえ正確にお伝えください  
↓
- ⑥ 病院から調剤薬局へ処方箋をFAXします。  
↓
- ⑦ 調剤薬局より連絡がありましたら調剤薬局へお薬を取りに行ってください。  
\* お薬の受け取りについてご不明な点は調剤薬局にお問い合わせください。  
\* 処方箋の原本は病院から薬局に郵送しますので、患者さんにお渡しすることはありません。  
↓
- ⑧ 診察のお会計は次回来院日にお支払いください。

## 運用期間

- 2020年3月13日 ～ \* 厚労省が定める期間に準ずる